

まち の  
町 野 川 水 系  
河川整備基本方針

平成14年2月

石 川 県

# 目 次

## 第 1 章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 1.1 流域及び河川の概要…………… 1
- 1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 2

## 第 2 章 河川の整備の基本となるべき事項

- 2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項… 5
- 2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項 …… 5
- 2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する  
事項 …… 6
- 2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に  
関する事項 …… 6

## 第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### 1.1 流域及び河川の概要

町野川は、能登半島の北部に位置し、その源を石川県鳳至郡柳田村の鉢伏山に発し、河内川、上町川、鈴屋川等の支川を合わせ、日本海に注ぐ流域面積約169km<sup>2</sup>、幹川流路延長約21kmの二級河川である。

その流域は、輪島市、柳田村、能都町の1市1町1村と広範囲にまたがり、輪島市町野町周辺の海岸や町野川河口部は能登半島国定公園に指定されている。

流域の地形としては、東に宝立山（標高468m）、西に鉢伏山（標高543m）が位置し、大半が起伏の緩やかな低山地であり、コナラ、アカマツ林やスギの植林が見られる。

町野川の上流部は山間部の狭い水田地域を流れる堀込河道となっており、柳田村の中心集落まで瀬や淵を形成しながら、自然河道として流下している。瀬や淵にはヤマメ、アユ、ウグイ、カワムツ等の魚類が生息し、砂州や河岸にはツルヨシ、ネコヤナギの群落が見られる。また、町野川に流れ込む細流や水田、湿地にはクロサンショウウオやモリアオガエル等の両生類やシャープゲンゴロウモドキも生息している。

中流部から下流部にかけては河床勾配が緩やかになり、河岸段丘状の山間部を蛇行を繰り返しながら流れている。河川沿いに細長く分布した平地部は水田に利用されているとともに、集落が山裾に点在し里山の風景を呈している。河道には瀬や淵、砂州が豊富に存在し、ツルヨシ、カナムグラ、クズなどの草本類やネコヤナギなどの木本類が砂州や河岸に繁茂している。瀬や淵はアユ、ウグイ、オイカワ、カワムツ、ヨシノボリ、アカヒレタビラ等の良好な生息環境となっており、サケの遡上も見られる。また、中流域ではアユとコイの内水面漁業が行われており、夏には魚のつかみ捕り等のイベントも行われている。

河口部では、能登半島国定公園に指定されている砂浜をゆったりと横断し日本海へ注いでおり、河岸にはヨモギ等の群落が見られ、汽水魚であるシマイサキ、ゴクラクハゼ等が生息している。

河川の水質は、昭和52年度に環境基準A類型（BOD 2mg/l以下）に指定されており、3点で水質の監視が実施されている。各地点ともBOD75%値は低い値で推移し、ほとんどの年で環境基準が達成されている。

年間降水量は約 2,300mm であり、降雨量は梅雨期及び台風期に多く、過去の水害は梅雨期および台風期の集中豪雨により多発している。古くは昭和 33 年 7 月、34 年 8 月の集中豪雨では水系の至るところで氾濫し甚大な被害が発生し、また最近では平成 10 年 9 月の台風 7 号により柳田村の中心部で約 100 戸の家屋が浸水被害を受けた。

本水系の治水事業は、昭和 26 年度より天神橋から明治橋までの工事に着手したが、その後、河口閉塞対策が急務となったため、昭和 52 年に河口まで改修区間を延伸し、河口から明治橋までの築堤、掘削等を実施している。そのほか、明治橋から上町川合流点までについては昭和 40 年度から昭和 56 年度にかけて、上町川合流点から野田橋付近までについては昭和 45 年度から平成 3 年度にかけてともに拡幅、護岸等の工事を実施してきた。

これらにより、下流部についての浸水被害は軽減されたが、平成 10 年度の台風 7 号では主に中流部が被害を受けたように、今後は中流部の対策が課題であり、現在流域内に洪水調節施設を計画中である。

河川の利用については、中流部が漁業区域に設定されており、アユなどのつりが盛んで、夏には魚のつかみ捕り等のイベントが行われている。

河川水は輪島市及び柳田村の農業用水、水道用水等に利用されている。さらに柳田村では、生活水準の向上に伴う使用水量の増加や給水区域の拡大等により水道施設の拡張を計画している。しかしながら本水系は流域内の山地が浅いこともあり、夏期の流況はあまりよくなく、平成 6 年には農業用水や水道用水の水不足に見舞われている。

## 1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、昭和 33 年や平成 10 年等に発生した浸水被害の状況、河川利用の現状及び河川環境の保全を考慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに河川の総合的な保全と利用を図る。さらに、関連地域の社会、経済情勢の発展に即応するよう石川県新長期構想、石川県環境基本計画等との整合を図り、かつ土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分考慮するものとする。

災害の発生の防止または軽減に関しては、輪島市及び柳田村の沿川地域を概ね50年に1回発生する規模の雨による洪水から防御するため、流域内に洪水調節施設を建設するとともに、河道の整備により洪水の安全な流下を図る。あわせて、洪水による被害を最小化するために災害情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川水の大部分が農業用水として利用されている状況であるので、関係機関と協力して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように努めるとともに、魚類が豊富に生息し、水質も良好である本水系の特徴を維持するため、流量調節施設を建設し流水の正常な機能の維持用水の確保に努める。

また、日常から河川パトロール等により、流況及び魚類の生息状況、河川の汚濁状況を把握し、流水の正常な機能の維持用水の確保に努めるとともに、特に町野川にはアユの産卵の場となる瀬が見られることから、産卵期には関係者と合同で河川パトロールを行い、良好な産卵の場となる瀬の保全に努める。

水質については、現在良好であるが、今後も河川パトロールを行い河川の汚濁防止に努めるとともに、関係機関と連絡調整を図りながらその保全に努めることとする。また、流域住民が河川愛護活動に積極的に参加してくれるよう啓蒙活動に努める。

さらに、突発的な水質汚濁に対しては、関係機関と協力してその原因を調査し対策を協議し、適切な対応を行っていく。

また、異常湧水時には、河川パトロールを強化するとともに、早い段階からその状況を湧水連絡会議などの場で関係者に説明し、利水者にさらに効率的な河川水の利用を促し、湧水被害の軽減を図り、河川水が維持されるよう努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用実態の把握に努め、良好な水質が維持されており、河岸や砂州にツルヨシやカナムグラ等の豊かな植生が見られ、アユ・サケ等魚類の良好な生息環境となっている瀬や淵が形成されている現状を踏まえ、河川整備にあたってはそれらの生息環境の保全を図るとともに、里山・田園風景の中を流れる故郷の川である町野川の特徴に配慮しながら実施するものとする。

河川の維持管理に関しては、災害の発生を防止するため日常の点検や監視を行い、河川環境の保全に配慮しながら必要に応じて堆積土砂の撤去や除草など適切な処置を講じる。中流部にみられる河道内樹木については、その治水及び環境上の機能や影響を考慮したうえで適切に管理を行う。また、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供することにより、流域住民が河川をより身近に感じ、河川愛護などにも積極的に参加するような住民参加による河川の維持管理を推進する。

## 第2章 河川の整備の基本となるべき事項

### 2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

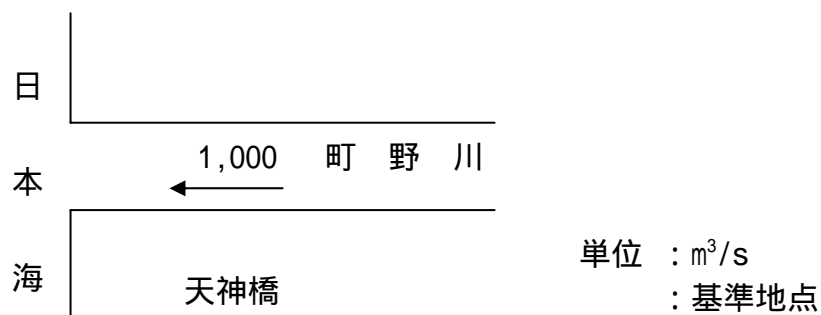
町野川における基本高水は、既往最大洪水、流域の重要性等を踏まえ、概ね50年に1回発生する規模の雨による洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点天神橋において $1,060\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち洪水調節施設により $60\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $1,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表（単位： $\text{m}^3/\text{s}$ ）

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
町野川	天神橋	1,060	60	1,000

### 2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

町野川における計画高水流量は、天神橋地点において $1,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図

### 2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	摘要
町野川	天神橋	0.35	+ 4.20	65	基準地点

(注) T.P. 東京湾中等潮位

### 2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

明治橋地点から下流における既得水利としては、農業用水として約  $0.79\text{m}^3/\text{s}$  の許可水利がある。

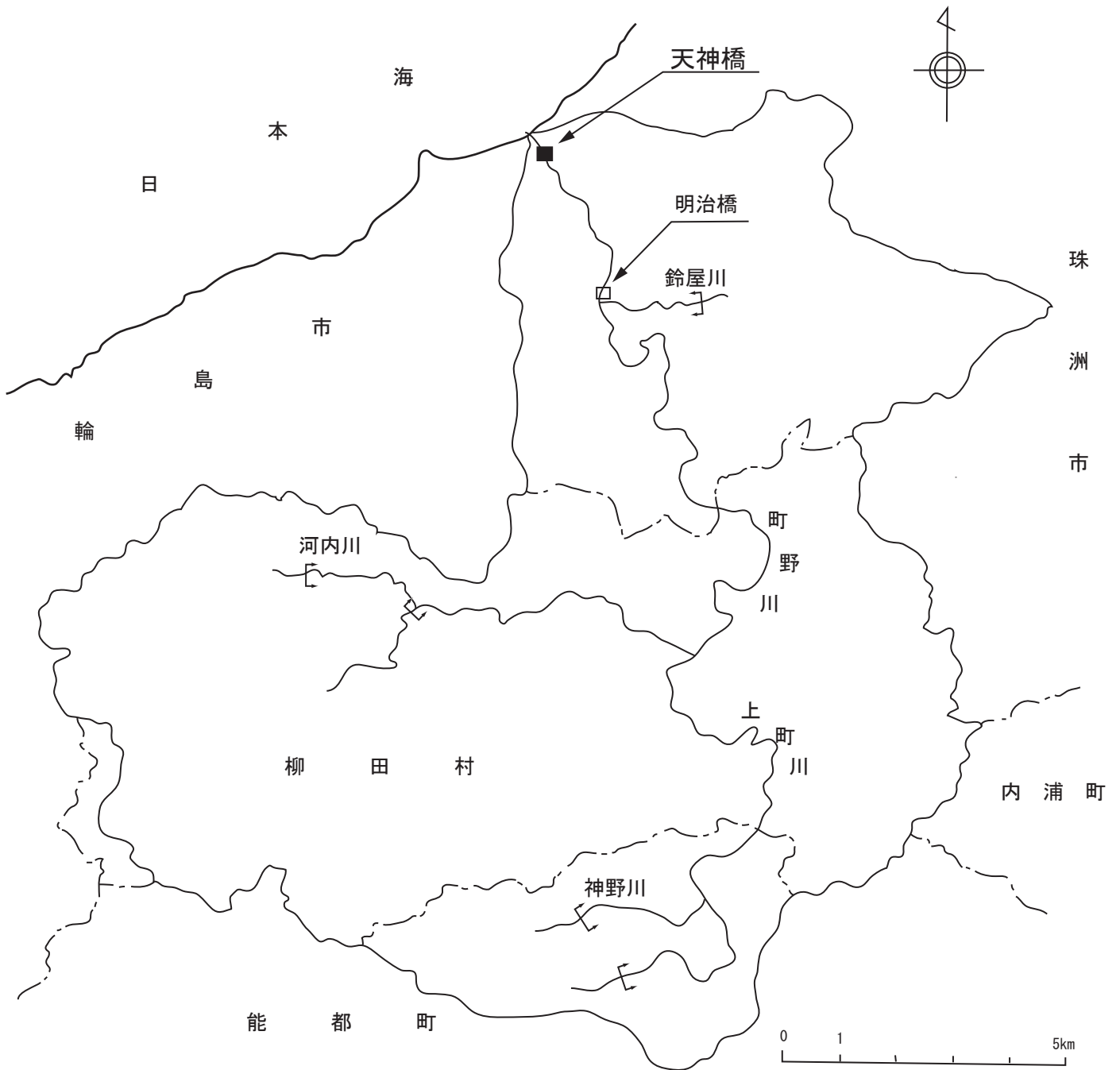
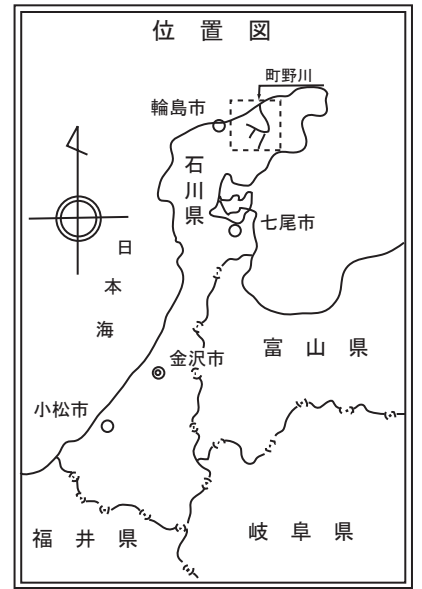
本水系における流況は、過去に水道用水と農業用水の不足が生じるなど良好とは言えない状況である。

明治橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、流水の占用、漁業、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮して、かんがい期(4/26~8/20)概ね  $1.1\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期(8/21~4/25)概ね  $0.7\text{m}^3/\text{s}$  とする。

なお、明治橋地点下流の水利使用の変更に伴い、当該水量は増減するものである。



凡 例	
■	基準地点
□	主要な地点
-----	市 町 村 界
————	流 域 界



町野川水系平面図（参考図）